

改正

平成29年 3月31日告示第117号

平成31年 4月26日元号修正

令和 4年 3月31日告示第51号

芳賀町生ごみ資源化推進補助金交付要綱を次のように定め平成28年 4月 1日から適用する。

芳賀町生ごみ資源化推進補助金交付要綱

芳賀町機械式生ごみ処理機設置費補助金交付要綱（平成23年 3月31日告示第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は生ごみの堆肥化を促進し、その減量を図るため、コンポスト容器（以下「容器」という。）、電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）及び生ごみ堆肥化用有機質資材（以下「ボカシ」という。）を購入する者に対して補助金を交付することに関し、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有する次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 容器及び処理機を設置できる敷地を有する者又は、ボカシを使用した堆肥を施肥する場所を有する者
- （2） 生ごみを堆肥化又は減量化できる者

2 前項の規定にかかわらず、その使用により環境へ重大な負荷が加わるおそれがあり、又は公衆衛生上好ましくない容器若しくは処理機については、補助の対象としない。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じ算出された額とする。この場合において、補助金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、容器等の購入後、速やかに補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 町長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により、補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第3号）を容器等を購入した年度の3月20日までに町長に提出しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る容器等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（補助金の返還）

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認められるときは、その者から補助金を返還させることができる。

（維持管理及び責務）

第9条 補助金の交付を受けた者は、容器等を有効に利用し、生ごみの減量と資源の活用に努めなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

前 文（抄）（平成29年3月31日告示第117号）

平成29年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和4年3月31日告示第51号）

令和4年4月1日から適用し、改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表

区分	補助率	限度額	備考
容器	1 / 2	5,000円 / 基	1世帯につき3基まで
処理機	1 / 2	30,000円 / 台	1世帯につき1台まで
ボカシ	1 / 2	1,000円 / 30kg	年間1世帯につき30kgまで